

## 28 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の 成果の継承に向けた取組について

(環境省)

### 【内容】

- (1) ポストCOP10の取組として、アジア地域を中心とした生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に係る人材育成、情報収集・発信、調査研究機能をCOP10開催地元に整備するとともに、「生物多様性国際自治体会議」の成果を継承・発展させる地方自治体間の連携・交流の取組を促進すること。
- (2) 生態系ネットワークの形成をはじめとする生物多様性の保全と地域の持続可能な発展の両立を目指す取組を積極的に支援すること。

(参考)

- 本年10月11日から29日にかけてCOP10が愛知・名古屋で開催される。COP10は、「2010年目標」の達成状況の検証や新たな目標づくりなど、生物多様性に関する国際的な取組の節目となる重要な会議である。
- 本県では、COP10の開催を契機として、その成果の継承・発展に向け、生物多様性に関して全国・世界をリードする取組を進め、環境先進県として評価されるにふさわしい地域を目指していくこととしている。
- COP10においては、生物多様性保全のための地域行動の一層の拡大を世界へ呼びかける「生物多様性国際自治体会議」が開催される。地方自治体が行う生物多様性の取組の重要性が増していることから、こうした自治体間の連携・交流の成果を継承・発展させる場づくりが必要である。  
また、国は、今年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」において、世界に向けた自然共生社会づくり－SATOYAMAイニシアティブの提案や地球規模の視野に立った国際協力をうたっている。その具体化を図るには、アジア地域を中心とした生物多様性の保全や自然資源の利用については持続可能な社会の構築に向けた取組の国際的なコーディネートを担う拠点の整備が必要となっている。
- また、本県では、平成21年3月に策定した「あいち自然環境保全戦略」に基づき、生態系ネットワークの形成や代償ミティゲーションの具体化など、地域の生物多様性の保全と持続可能な発展の両立を図るための先進的な取組を進めているが、こうした地域の主体的な取組を一層促進する仕組みづくりも求められる。

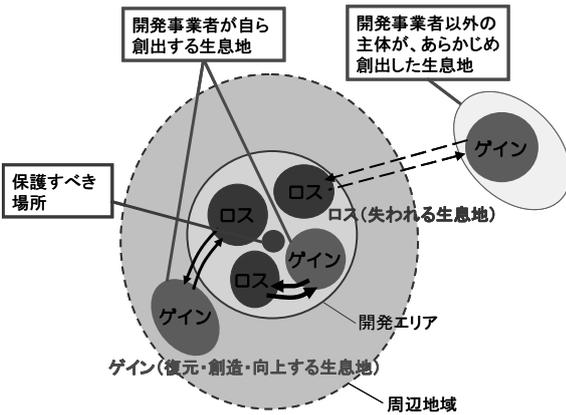
荒廃しつつある生態系の保全・再生を図りながら持続可能な利用を進める社会の実現

保全・再生と利用の両立手法の検討

- エコシステムアプローチの具体化
- 代償ミティゲーション導入の検討

- 開発前に予防的な措置を講じ、開発後も生態系を注意深く観察し適切に対応するエコシステムアプローチの具体化が重要
- エコシステムアプローチの大きな柱である代償措置（開発による生態系の損失を定量的に評価し、その損失分の再生を図ること）の具体化に向けた検討

代償措置のイメージ



<スケジュール>

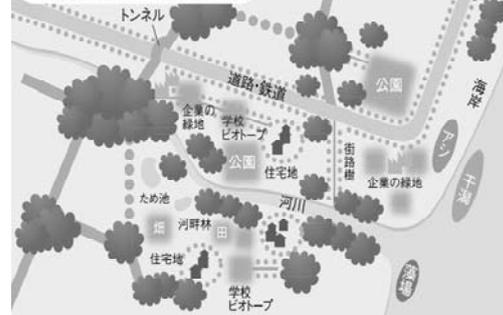
- H22 海外・国内での実施例に関する情報収集  
生態系ネットワークモデル事業地域における実験的な実施手法の検討
- H23 モデル事業の具体的適用に向けた協議・検討
- H24 以降 ガイドライン化の検討

荒廃しつつある生態系の保全・再生

- 生態系ネットワーク形成モデル事業の検討
- 環境NPO、市町村、企業などが連携して事業取組

- 荒廃しつつある生態系を保全・再生しながら、生きものが円滑に移動できるように、緑地や水辺などによってつなぐ「生態系ネットワーク」の形成が重要
- 県内3地域で、環境NPO、事業者、市町村等と連携し、モデル的に保全・再生に取組

生態系ネットワークのイメージ



<スケジュール>

- H22 実施計画の作成
  - ① 目標とするネットワークの検討
  - ② 役割分担・資金確保、スケジュールの検討
  - ③ 対象地域の事業所・官公署・学校・住民への説明と参加の呼びかけ
- H23 事業着手
- H24 以降 事業継続、効果の検証、マニュアルの作成・普及